

学校運営に係る教職員の注意義務と責任

第1 学校事故と教職員6地方公共団体の責任

1 学校事故の範囲

- (1) 学校事故の定義…確立した定義はない。通常、学校の教育活動に伴って起きた事故とか、学校施設の使用をめぐって起きた事故を指す漠然とした観念
- (2) 学校事故紛争の増加…教職員がその法的な責任を追及される事例が増大
 - ア 国民の権利意識の向上
 - イ 損害賠償金額の高額化と補償制度の不十分さ
 - ウ 関係者の基礎的法知識の不足

2 学校事故と責任

(1) 法律的な責任

- ア 民事責任…地方公共団体が被害者やその保護者から損害賠償を請求される。
- イ 行政責任…校長や教職員が教育委員会から職務上の義務違反として懲戒処分をうけることがある。
- ウ 刑事責任…過失致死罪、暴行罪や傷害罪等に問われることがある。

(2) 学校事故での責任問題

- ア 責任問題の中心は、民事責任の中の不法行為責任であり、「教職員の指導上の過失」を原因とするものが多い。
- イ 不法行為が成立するための要件(加害者にその損害を賠償すべき責任が生ずるための要件)
 - (ア) 被害者に現実に損害が発生していること。
 - (イ) 加害者に当該行為を行うにつき故意又は過失があること。
 - (ウ) 加害行為が他人の権利を侵害する違法なものであること。
 - (エ) 加害行為と損害との間に相当因果関係があること。
 - (オ) 加害者に行為の結果を弁識する能力(責任能力)があること。
- ウ 地方公共団体に損害賠償する責任が生ずるための要件
 - イの要件のほかに、さらに加害者である教員の当該行為が、職務を行うについてなされたものであること。

3 民法に基づく損害賠償の請求

(1) 不法行為の一般原則

故意又は過失によって違法に他人に損害を加えた場合(不法行為)には、加害者にその損害を賠償する責任がある(民法第709条)。

(2) 責任無能力者の監督者の責任

- ア 未成年者が不法行為を行った場合に、その行為の責任を弁識する能力をもっていないときは、賠償の責任はない(民法第712条)。
 - イ 監督すべき法定の義務のあるもの(親権者、後見人)、又は法定の監督者に代わって無能力者を監督するもの(代理監督者…保母、教員等)が無能力者に代わって賠償の責任を負う(民法第714条)。
 - ウ 監督義務者又は代理監督者が監督義務を怠らなかつたことを立証すれば、その責任を負わなくてもよい(民法第714条第1項ただし書)。
- * 学校事故の場合、無能力者である児童・生徒が加害者であるとき、教員は代理監督者としての責任を問われることがあり得る。

[裁判例] 教員の代理監督義務の範囲(東京地裁昭和40年9月9日判決)

- (ア) 幼稚園や小学校と中学校では、範囲が異なる。
 - ・結果予見の義務又は結果回避の義務はあったか。
 - ・注意義務の範囲はどこまでか。

・注意義務の内容・程度はどこまで要求されるか。

(イ) 中学校の教員は、学校における教育活動及びこれと密接不離の関係にある生活についてのみ監督義務を負う。

(3) 使用者の責任

ある事業の為に他人を使用する者は、被用者がその事業の執行につき第三者に加えた損害を賠償する責任がある（民法第715条）。

* 不法行為を行った教員に対し使用者としての地位にある学校の設置者は、教員について選任、監督上の相当の注意を行っていた場合など一定の場合を除いて、教員の不法行為について損害賠償の責任を負う。使用者は、不法行為を行った被用者に対して求償権を行使することができる。

(4) 工作物の瑕疵に因る責任

土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があり他人に損害を与えたときは、その工作物の占有者は被害者に対して損害賠償する責任がある（民法第717条）。

* 学校の施設・設備に瑕疵があり生徒に損害を与えたときは、学校の設置者は、損害賠償の責任を負う。

4 国家賠償法に基づく損害賠償の請求

(1) 公権力の行使

国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体がこれを賠償する責任に任ずる（国家賠償法第1条第1項）。

ア 教育作用（活動）と公権力の行使の関係…「公権力の行使」の解釈

(ア) 教育作用が権力的作用（国又は公共団体が国民又は住民に対し命令したり強制したりする作用）であるのか、または非権力的公行政作用（国又は公共団体の営利を伴う私経済的活動を除くすべての公行政作用）を含むものであるのか。

(イ) 最近の判例は、広義（教育作用が公権力の行使に該当する）に解釈している。

イ 故意・過失

(ア) 故意と過失

- ・ 故意…一定の結果の発生とそれが違法であることを知りながら行う場合
- ・ 過失…通常尽くさなければならぬ注意を怠る場合

(イ) 国又は公共団体が賠償責任を負う要件

- ・ 教職員がその職務を行うについてなされたものであること。
- ・ 加害行為が教職員の故意又は過失に基づいていること。
- ・ 加害行為が他人の権利を侵害する違法なものであること。
- ・ 加害行為により損害が発生していること。

(2) 営造物の設置・管理の暇漉

公の営造物の設置又は管理に暇漉があったために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、損害賠償の責任を負う（国家賠償法第2条第1項）。

* 公の営造物の設置又は管理に当たる公務員の故意過失の有無は問題とならず、客観的に瑕疵があれば、それだけで国又は公共団体が、損害賠償の責任を負わなければならない。

(3) 市町村と県との関係（国家賠償法第3条第1項）

県費負担教職員の不法行為が「公権力の行使」に当たるとすれば、被害者は市町村に対しても都道府県に対しても損害賠償請求できる。

(4) 相殺過失（国家賠償法第4条の規定による民法第722条の適用）

事故の原因又は被害の拡大が、教員等の過失や施設設備の瑕疵だけでなく、被害児童生徒あるいはその保護者たる両親等の不注意（過失）にもあるときは、その過失の程度に応じて損害賠償額が減額される。

5 参考 安全配慮義務違反について …安全配慮義務違反と不法行為

(1) 学校事故に伴う地方公共団体の損害賠償責任…本来は、不法行為に属する。

注意義務違反…国家賠償法第1条第1項

物的施設の設置管理の瑕疵…国家賠償法第2条第1項

(2) 安全配慮義務

ア 当初の考え方 …「安全配慮義務」は、もともと、労働契約上の義務として、学説・判例で認められてきたもの。労働災害を受けた労働者や遺族が、労働者災害補償保険法によってカバーされない損害を、使用者の契約責任を根拠に、安全配慮義務違反として請求するのを容認した裁判例が増加した。

イ 公務員への適用 …自衛隊員の訓練中の死亡事故裁判（昭和50年2月25日最高裁三小判決）

(ア) 安全配慮義務の根拠

安全配慮義務は、ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間において、当該法律関係の付随義務として当事者の一方又は双方が相手方に対して信義則上負う義務として一般的に認められるべきものであって、国と公務員との間においても別異に解すべき論拠はなく、公務員が前記の義務（注、職務専念義務、法令遵守義務、職務命令服従義務）を安んじて誠実に履行するためには、国が、公務員に対し安全配慮義務を負い、これを尽くすことが必要不可欠である。

(イ) 安全配慮義務の性質

国は、公務員に対し、国が公務遂行のために設置すべき場所、施設若しくは器具等の設置管理又は公務員が国若しくは上司の指示のもとに遂行する公務の管理にあたって、公務員の生命及び健康等を危険から保護するよう配慮すべき義務（安全配慮義務）を負っているものと解すべきである。もとより、右安全配慮義務の具体的内容は、公務員の職種地位及び安全配慮義務が問題となる当該具体的状況等によって異なるべきものである。

(3) 不法行為と安全配慮義務違反の比較

ア 不法行為による損害賠償請求権

(ア) 時効 …被害者が加害者及び損害を知ったときから3年を経過すれば時効により消滅（民法724条）

(イ) 学校における責任内容 …配置された校長、教諭等の故意過失又は設備器材等物的施設の設置管理瑕疵により発生する損害に対する代替責任

イ 安全配慮義務違反による損害賠償請求権

(ア) 時効 …債務不履行によるものである（民法416条）から、不履行の日から10年を経過すれば時効により消滅（民法167条）

(イ) 学校における責任内容 …学校設置者である地方公共団体が児童生徒の安全配慮のため要求される物的、人的環境整備を怠ったことと因果関係に立つ損害に対する責任

(4) 学校設置者の安全配慮義務

ア 学校設置者の安全配慮義務は、学校教育法、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、学校保健法等により規定されている。

イ 地方公共団体は、これらの法律の定めるところに従い、児童生徒の生命、身体、健康に危険が生じないように人的物的環境の整備、すなわち教諭等の配置、整備及び教育内容の決定をすべき義務を負うものであるが、同時にこれをもって足りる。

6 具体的な処理の仕方

(1) 事故直後に事実の究明・確認と証拠の収集保存に万全を期すること。

(2) 被害者側に対する対応には慎重でなければならないこと。

(3) 事故が教職員の職務中のできごとでない場合、また故意・過失がないと考えられる場合、仮に過失はあっても不当に過大な賠償金を請求されている場合には、話がこじれば決着

- は訴訟でつけるという心構えをもつことも必要になること。
- (4) 被害者の請求等がその教職員だけに向かっているような場合にも、その教職員だけの問題としてしまわないこと。

第2 校長の安全注意義務

校長の安全義務は、生徒と直接接して授業等を担当する個々の教員の注意義務と異なり、学校全体の管理運営といった点から見た、いわば全体安全注意義務というべきものであるといえる。したがって、校長には、学校全体の教員配置や、担任教諭等への指示・注意義務といった全体管理者としての注意義務が課されているが、他方現場の教員のように具体的授業の危険性や個々の生徒の個性等を念頭に置いた措置義務までは課されていないと見てよい。
(実務判例解説学校事故113頁)

1 校長の過失を認める事例…県立高校

校長としては、前記認定にかかる事故対策の申し合わせの周知徹底を図ることはもとより、野球部と他部間の利害が絡む練習時間、練習方法の組み合わせなどを各クラブの生徒の自主的決定にのみ委ねることなく、指導監督を担う顧問教諭らの間において積極的に打ち合わせ、計画しかつ厳守するような事故防止のための人的物的な仕組みいし体制の確立と実行を具体的に指示し、もって事故の発生を未然に防止すべき注意義務を負担しているというべきに拘らず、校長はこれを怠り、野球部の練習に関して事故防止のための人的物的に何ら実効性のある仕組みないし体制の確立と実行を具体的に指示することなく、漫然と不十分かつ危険な練習体制をそのまま放置したことにより本件事故を発生させた。

(福岡地裁小倉支部判決 昭和59, 1, 17判例時報1122号クラブ活動中の事故)

類似の事例…別紙<比較資料>参照

岐阜市立加納小学校事件 (漫画クラブ中の事故)

三戸町立三戸北小学校事件 (自習時間中の吹矢)

2 校長の過失を否定した事例

(1) 枚方市立開成小学校事件 (運動会準備)

ア 担当教諭らの適切な目配りがあれば事故発生を防止できた。

イ 校長には、教諭不足に応じた適切な教員の配置や注意を怠った過失はない。

(2) 青森市立浦町小学校事件 (放課後の手伝い)

校長は、事故防止のための対策を教員に対し適切に行っていた。

第3 教職員に課せられる注意義務

1 児童・生徒の年齢と教職員の注意義務

(1) 幼稚園や保育園の幼児の場合

注意義務の範囲は、「保育園における保育及びこれに随伴する生活関係」に及び、教職員には家庭の保護者とほぼ同様の配慮が求められる。事故が起きた場合は、全く予期できない特別な事情のない限り (監督義務を怠らなかつたことを立証しない限り)、教職員の責任は免れない。

(和歌山地裁判決昭和48, 8, 10判例時報721号 自由保育時間中の事故)

(2) 小学校中・高学年の場合

校長や担任教諭の監督義務は、学内における児童の全生活関係に亘るものではなく、学内における教育活動ないしこれに準ずる活動関係に関する児童の行動部分に限定されるべきであって、それ以外の児童の生活行動については、その監督義務はない。…小学校内における児童間の不法行為についても、校長や教職員は、通常その発生が予想され得る性質のあるものについてのみ責任を負い、それ以外のものについては責任を負わないものと解するのが相当である。(高松高裁判決 昭和46, 11, 12 判例タイムス274号 遊戯・いたずらによる生

徒間事故)

(3) 中学生の場合

およそ中学校においては、生徒は責任能力者に近い程度の事理弁識能力を有しているものであるから、幼稚園や小学校と異なり中学校の教職員はあたかも親権者のように責任無能力者の全生活関係（学校ないしこれに準ずる場所に限る。）についての監督ないし管理義務を負うものでなく、学校における教育活動及びこれと密接不離の関係にある生活関係に随伴して生じた結果、いいかえればそれが学校生活において通常発生することが予見できるような結果についてのみ管理ないし監督の責任を負うものと解するのが相当である。

（大分地裁佐伯支部判決昭和45, 3, 17 学判119 学校備品の無断持ち出し事故）

(4) 高校生の場合

およそ高等学校の生徒は、満16歳ないし満18歳に達しほぼ成人に近い判断能力を持つまでに心身が発達している年齢に属し、自己の行為の結果何らかの法的責任が生じることを認識し得るだけの知識即ち責任能力を備えていると見られる。この様な年齢のものは自己の行為について自主的な判断で責任を持って行動するものと期待し得るから親権者に代わって生徒を保護監督する教職員としても、生徒の自主的な判断と行動を尊重しつつ、健全な常識ある一般成人に育成させるための助言、協力、監護指導することは当然の義務であるが、逐一生徒の行動と結果について監護する責任はない。ただ、生徒がこのような通常の自主的な判断と行動をしていてもその過程で危険の生じるような事故の発生を未然に防止すべく事前に注意指示を与えれば足りると解するのが相当である。

（大阪地裁判決昭和45, 7, 30判例時報615号 放課後の事故）

2 授業中の事故について

授業は、学校の教育活動において中心的な位置を占め、児童・生徒は、教員の指導・監督の下に身を置いている。したがって、教員には、一般に授業中に児童・生徒に生じ得る危険を予見し、これを回避するために適切な措置を取るべき注意義務がある。

(1) 技術・家庭科及び理科の実習・実験授業中の事故について

ア 一般的に、担当教員は、授業に必要な器具や薬品等の危険性を十分に認識し、指定された使用方法や取扱い方法に従って指導する義務を負っている。

イ この場合、学習指導要領や指導書等に基づいて指導したかどうか、その適法性判断の一応の目安となる。

ウ 判例では、学習指導要領や指導書等に拠らない方法で指導した教員の過失を肯定する傾向にある。（広島地裁判決昭和42, 8, 30）

エ 具体的状況の下では、学習指導要領等に従って指導するだけでは足りず、労働安全に関する規則等の基準も満足していなければ、安全義務を尽くしたとは言えないと判断される余地もあることに注意が必要となる。

オ 授業中、生徒に危険性の高い器具や薬品等を使用させる場合は、担当教員が現場に立ち会って、安全な取扱い方法を指導することが必要である（授業中の立会監視義務）。

（熊本地裁判決平成2, 11, 9判例時報1377号）

(2) 体育の授業中の事故について

ア 授業計画について

（ア）体育の授業を担当する教員は、指導の対象たる児童・生徒の発達段階や、能力に応じた授業計画を立てるべき義務を負う。

（イ）一般に、授業計画が学習指導要領や指導書等に基づいて立てられ実施された場合には、他に特別の理由のない限り、担当教員の過失を否定している。

（神戸地裁判決昭和53, 6, 19判例タイムス371号）

イ 指導方法について

（ア）授業内容が、高度の危険を内包しているような場合において、生徒の身体・生命の安全を配慮した適切な指導がなされたか否かを問題にし、これを怠ったとして担当教員の

「指導上の過失」を肯定することになる。

(逆飛び込みの例、大分地裁判決昭和60, 2, 20判例時報1153号)

(イ) 担当教員の「指導上の過失」の存否については、児童・生徒の年齢、個々の経験、技量、体力その他の具体的状況により、果たすべき注意義務の内容は異なる。

(ウ) 体育という授業の性質上、これに伴う事故を完全に防止することも、不可能な側面があり、教員がこれらの安全義務を尽くしている限りにおいて、それでも発生した事故は、不可避なものとし、担当教員の責任を問えない場合もある。…本質的には高度の危険を内包しているにもかかわらず、生徒の心身の発達にとって有用であるとして授業にとり入れたものであることによる。(長崎地裁判決昭和58, 1, 21判例時報1075号)

ウ 事前調査、事後措置について

(ア) 授業開始前に、参加する児童・生徒の体調、用具・備品、授業実施場所の安全性を確認し、そこに存在する危険性の程度に応じた対策を取るべき注意義務がある。

(東京地裁判決昭和56, 6, 29判例時報1029号)

(イ) 事故発生後、被害の拡大を防止するために応急措置をなす義務又は保護者等への事故報告義務もある。(東京高裁判決昭和58, 12, 12判例時報1096号)

3 学校行事中の事故について

基本的には授業中における義務と同様であるが、学校行事は一時的、非定型的な性格が強く、生徒側の状況も平常授業時とは異なるほか、校外で実施されることも多く、予想される危険も多様であることから教員の果たすべき注意義務を加重する傾向がある。(以下臨海学校の事例)

(1) 事前水域調査義務について

ア 事前に使用する水域の深浅、海底の起伏等の状況につき、十分な調査を遂げ、そのうちに生徒の身長以上の深みのある場所が存在するときはその使用を止めるか、又はその深みの区域を明らかにしてこれに立ち入ることを禁止する措置を構すべき注意義務がある。

(札幌地裁判決昭和53;6, 23判例時報915号)

イ 事前調査は、4月の調査をもってしては必ずしも7月の訓練には役立つものではない。

(大阪地裁判決昭和46, 7, 14判例時報649号)

(2) 児童・生徒に対する事前の指導の徹底について

ア 児童・生徒に対する事前の指導は徹底させなければならない。

イ 教員も注意事項を児童・生徒に遵守させようと努めた形跡がないような、形式的指導では、泳げない児童・生徒に対する保護監督義務を尽くしたとは認められない。

(東京地裁判決昭和44, 12, 18判例時報590号)

(3) その他の学校行事

遠足や修学旅行等の校外学校行事における注意義務も、基本的には同様である。

4 部活動中の事故について

(1) 指導教員の過失の有無の判断

授業中、学校行事と同様である。

(2) 授業中との違い

部活動は、生徒の自発的・自主的な活動を前提としている点で、教員の主導の下に行われる授業等とは根本的に性質を異にするものである。したがって、教員に課せられる安全配慮義務についても授業中等の場合に比べて緩和され、事故発生が予見し得るような特別な事情がある場合に、安全配慮義務が課せられる。

(3) 常時立ち会い義務

常時立ち会う義務は否定されても、その競技・練習に伴う危険を把握し、児童・生徒に対し、直接の指導監督をなす義務は、指導を担当する教員に要求されることは免れ得ない。

第4 学校施設に係る事故事例

1 業務上過失傷害被告事件の例

笠原町立笠原中学校廊下落下事件（多治見簡裁昭和40年2月12日判決） 被告人無罪

〔概要〕 中学校校舎内廊下板張の落下により多数生徒の転落事故につき、結果の予見性のない被告（校長）には責がないとして、無罪を言い渡した。

〔判旨〕 建築技術者でさえ落下の危険を予想し得なかったのに、技術者でない被告人がこれを予測し得なかったとしても無理からぬところであり落下の危険を予想しなかった被告が本件廊下に対して通行禁止或は応急修理等の措置をとらなかったことについて責むべきものとはいえない。

学校長に学校施設設備の管理責任ありといってもそれは技術的能力、予算関係、人的物的事情等により自ら限度があるものであって学校教育法並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律により地方公共団体又は教育委員会においてこれが施設設備について生徒等の使用に堪え得るよう常に安全性の点検、確認をなし、若し不備の箇所あるときは早期に修理、改造等の措置を講じ本件の如き事故の発生を未然に防ぎ、校長、教員をして安んじて本来の使命である子弟の教育に専念しうるよう配慮されることこそ望ましい。

2 国家賠償法第2条第1項に係る事件の例（私立学校の場合は民法第717条）

(1) 国家賠償法第2条第1項に係る基本判例

最高裁判所昭和53年（オ）第76号損害賠償請求事件、昭和53年7月4日第三小法廷判決
上告棄却

〔要旨〕 国家賠償法第2条第1項にいう営造物の設置及び管理に暇漉があったとみられるかどうかは、当該営造物の構造、用法、場所的環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮して具体的個別的に判断すべきである。営造物の本来それが具有すべき安全性に欠けるところがなければ、通常用法に即しない行動の結果生じた事故につき、その設置管理者は責任を負うべき理由はない。

〔意義〕 本判決は、営造物の瑕疵は、営造物が通常具有すべき安全性に欠けることをいうとする判例の基本的立場にたつて、右にいう通常具有すべき安全性とは、営造物を本来の用法に即して利用することを前提とするものであって、営造物管理者の予想を超えて異常な行動をし、その結果生ずるような事故についてまで営造物管理者の責任を負うものでないことを明確にした点に重要な意義がある。

(2) 小学校の事例

ア 石炭ストーブ

札幌市立新琴似北小学校教室内ストーブ児童衝突事件（札幌地裁昭和53年12月1日判決）
請求認容

〔概要〕 小学校2年生の児童が授業の合間の休み時間の際、教室において暖をとるため丸型石炭ストーブにあたっていたところ、そばで工作物を取り合っていた同級生に強く押された拍子に、ストーブ上の蒸発皿に右腕を突っ込み、同皿内の熱湯により、右腕に火傷を負った。

〔判旨〕 本件ストーブは、通常丸型石炭ストーブであり、その周囲に金網等のないいわば裸の状態設置されていた。学校側では児童がストーブで怪我をしないように、床に長方形に白地のビニールテープを貼り、その中央付近にストーブを設置し、かつ、低学年の児童を対象に各担任教諭が約20分間、安全指導の時間をとって、前記白線内部に立ち入ったり、ストーブのまわりで騒いだりしない等の注意を与え、折りにふれて同旨の注意を行い、「火の用心」の内容を説明した上で教室内に注意事項を掲示し、ストーブのまわりでは静かにする等の趣旨を徹底させる指導をしていたことが認められる。

しかし、本件ストーブは、判断力が未だ十分でなく危険な行動に及びがちな小学校低学年向けの教室内に設置されたものであり、生徒の中には勢い余って白線を越え、或いは他の児童をして超えせしめ、その結果ストーブに接触する者が出ることを、学校は当然予測すべきである。

学校としては、児童に対して口頭ないし書面で注意を与えるだけでなく、殊に低学年の児童については児童が直接ストーブに接することがないように物理的な設備を施すべきであって、この施設を欠く場合は、ストーブの設置、管理に瑕疵があるといわざるを得ない。しかるに本件ストーブには右のごとき設備は何等設置されていなかったのであるから、設置者には本件ストーブの設置、管理に瑕疵があったと言すべきである。

イ 階段手すり

北九州市立高見小学校階段手すりからの転落死亡事件（福岡地裁小倉支部昭和46年11月30日判決）請求認容

〔概要〕小学校5年生男子が、授業終了後、3階の教室から出て級友の女子生徒と出会い、悪口をいって走り抜けたが、転倒し女子生徒にはやしたてられ、2階に下りる階段から手すりに乗って滑り下りようとした。しかし、勢いがついていたうえ、後ろを振り向いたため、体のバランスを失い、転落死亡した。

判決は、小学生の利用する階段の手すりは、生徒が滑り下りることを当然に予想すべきで、防護網等の危険防止の措置を怠ったことは階段の管理に瑕疵があった。（過失相殺3割）

〔判旨〕判断力が乏しく危険な行動に及びがちな小学生が使用する階段の場合は、生徒の中には階下に下りる際手すりを滑り下りようとする者がいることは当然予測すべきであるから、被告としては、生徒が手すりを滑り下りないような設備をし、或いは吹き抜け部分をなくすか、吹き抜け部分に防護網を取り付ける等して生徒が吹き抜け部分から階下に転落しないような措置を講じるべきであって、右設備等を欠く以上本件階段の設置又は管理に瑕疵があった。

ウ 体育館天井

高槻市立富田小学校体育館天井板踏み破り墜落死事件（大阪地裁昭和51年2月27日判決）請求認容

〔概要〕小学校4年生の男子児童が、祝日の午後、2～3名の児童とともに学校の体育館で遊ぶということになり、たまたま施錠してなかった正面入口から体育館に入って鬼ごっこを始めた。数人の児童が体育館内舞台向かって左側脇の控室にある鉄梯子を登って控え室の天井裏に入ってしまったので、被害児童も後を追って右鉄梯子を登り天井裏に入ったところへ鬼の児童が追いつき、被害児童を捕らえようとしたため、被害児童が慌てて天井裏の奥へ逃げたところ、足元の天井板が体重を支え切れず亀裂を生じ、同人は約4m下のコンクリート床に墜落し前頭部を強打し後日死亡した。

〔判旨〕富田小学校においては、朝礼や担任教諭を通じて児童に対し、勝手に体育館に入ってはいけないこと、体育館内の舞台上がったり、舞台脇の控室に入ってはいけないことを注意していたにもかかわらず、この注意に反して舞台上がったり、舞台脇の控室にある鉄梯子にぶら下がり遊ぶ児童があったこと、本件事故前にも児童が舞台右手脇の控室にある鉄梯子を登って天井改め口から天井裏に入り、かくれんぼをして遊んでいるうちに、天井板を踏み破って落下するという本件事故と同種の事故が発生していた。

過去にも天井裏から墜落するという事故が発生したことでもあるから、判断力に乏しい反面、好奇心と行動力が旺盛でこわいもの知らずの児童が、学校側の注意に反して鉄梯子を登り天井改め口から本件天井裏に入って遊ぶことは十分予測し得たと考えるべきであり、設置者としては、固定した鉄梯子をはずし必要な時だけ移動用梯子を用いるとか、あるいは天井改め口に本件事故後に設けたような蓋板を取り付けて施錠しておくなどして児童が天井裏に入ることができないような措置を講じ

て置くべきであったといわなければならない。にもかかわらず、本件事故当時は危険防止のために講じられていた措置は、控室の木製机にマジックインキで注意書きが書いてあったのみである。

このことから本件天井は、本来備えるべき安全性を欠くものであって、その管理に瑕疵があったといわなければならない。

エ 朝礼台

大阪市立大開小学校朝礼台転落事故事件（大阪地裁昭和45年6月24日判決） 請求棄却

〔概要〕 保健室での眼の検査を待つ間に、児童が朝礼台にのぼって遊んでいる間に転落し骨折等の負傷をした。判決は、教員や学校長は、児童の安全管理、学習および生活の指導監督の責務を有するが、児童が注意を無視して平素禁止されている行為によって事故が生じた場合、低学年（本件は3年生）であっても、相当程度自己の行動の是非を判断し得る年齢に達していたと考えられるから、本件は教員、学校長において、自己の発生を予測することは不可能であったとして過失を否定した。また、朝礼台の設置自体の瑕疵も認めなかった。

〔判旨〕 本件朝礼台は事故当時上面が木製、支柱が鉄製で、小学校において普通使用されているごく通常の高さ、形状を備えた朝礼台であり、また朝礼台の設置されている運動場は小さい砂利質の平坦な土地でコンクリート舗装等はなされておらず、従って通常の仕様方法に従って使用する限り本件朝礼台には何らの危険もなかった。

オ 回旋塔

三根町立三根東小学校児童回旋塔倒壊死亡事件（佐賀地裁昭和45年10月16日判決）

請求認容

〔概要〕 児童数名が昼休み時間に校庭の回旋塔で遊戯中、回旋塔の上部が倒壊したため、1年生の児童がその下敷きとなり死亡した。判決は、回旋塔は、通常備えるべき安全性に欠けており、町はその設置または管理上の瑕疵があったとして請求を認めた。（慰謝料300万円）

〔判旨〕 本件回旋塔の、支柱の地上1.3mの部分にあったフランジ接手下部が外れ、その上部が倒壊したため本件事故が起こったものであるが、フランジ接手部分のネジ山が磨滅してネジの効用をなしていないこと、フランジ接手の結合部を補強するための鉄製金具の溶接部分のほとんどに亀裂が見られ溶接の効用が認められないことなどの事実から、たとえ被告町が本件回旋塔を設置以来数回修理し、本件事故直前にも運動用具の製作を専門とする業者に修理を依頼していたとしても、上記部分の状況に何人も気付かず、その部分が一度も修理されたことが認められないことから、通常備えるべき安全性に欠けており、町はその設置または管理上の瑕疵があった。

カ 回旋シーソー

北九州市立足原小学校回旋シーソー事件（福岡地裁小倉支部昭和58年8月26日判決）

請求認容

〔概要〕 小学校4年生の児童が、校庭に設置された回旋シーソーで級友と遊んでいた際、相手方の級友が突然反対側の握り棒を離したため、急激な落下を防ごうとして、とっさにストッパーをつかみ、支柱とストッパーとの間に右示指を挟まれて、右示指挫断創の傷害を負った。

判決は、本件回旋シーソーは、ストッパーと支柱との間に緩衝装置が設置されていない点において通常有すべき安全性を欠いていたと判断して営造物の瑕疵を認めた。（過失相殺5割）

〔判旨〕 小学校高学年生の場合、握り棒を腰に当てて上下且つ回旋する遊戯用にも十分に利用できる構造となっており、むしろその方が体型的に自然な遊び方といえること、その場合においては、遊戯中に児童が急激に落下する恐れが生じたときには落下による衝撃を避けるため握り棒と支柱の間にあるストッパーをとっさに且つ容易に掴んで護身するであろうことが十分に予測できるにもかかわらず、ストッパーが支柱に直接接触する構造となっており、構造上接触による衝撃を緩和すべき装置は全

く施されていない点において、通常有すべき安全性に欠けていた。

キ 砂場

西宮市立津門小学校砂場スコップ埋没事件（神戸地裁尼崎支部昭和46年5月21日判決）

請求認容

〔概要〕 小学校4年生の体育の授業で走り幅跳びの練習をさせるため、児童を4列縦隊に整列させたうえ、児童らを前から順次4人ずつ砂場まで走らせ跳躍させ、これを繰り返して児童一人につき3回目の跳躍に入った。被害児童は教師の指導に従い3回目の跳躍をすべく、整列したところから助走し、砂場に至るや跳躍し、尻もちをつくような格好で砂場内に着地したが、その際全治4か月を要する下肢腿切創の障害を負った。

砂場を授業に使用するときには主として同校の体育部の児童が体育主任の指導のもとに柔らかく掘り返したり、異物の混入を取除いたりしていた。本件事故発生時の授業のときも児童4人が3丁のスコップ使って砂場を柔らかくして使用したものである。

〔判旨〕 本件砂場は、児童が常時使用する設備であり、放課後など授業で使わない時には校外の者がその遊び場などに使用する状況にあったのであるから、授業でこれを使用するときには予め危険物が砂中などに存しないかどうか、児童に任せないで大人が十分調べ異物の除去を念入りにするような管理をなすべきであったのにこれをなしていない。以上の事実関係のもとにおいては、本件砂場は、その使用上の安全性の確保において未だ十分ではなく、その管理に瑕疵があったものというべきである。

ク 雲梯

京都市立大内小学校雲梯倒壊事件（京都地裁昭和47年11月30日判決） 請求認容

〔概要〕 小学校5年生の児童が、校庭に設置されていた遊具の鉄パイプ製雲梯で級友らと遊んでいたところ、雲梯が倒れ被害児童は倒れた雲梯に後頭部を強打され、頭蓋骨骨折等の重傷を負い後日死亡した。

〔判旨〕 大内小学校では、遊具の正しい使い方については機会あるごとに児童朝礼や、体育係の指導を通じて注意し、児童会活動を通じて指導してきた。

本件事故が発生した原因は、被害児童が級友と共に学校内での禁止事項を破って雲梯の上に登り、しかもクラスでの指導に反してその上から飛行機飛びをしたことによる。しかし、設置者側において、固定式雲梯よりも安全性の低い移動式雲梯を採用しながら、使用に当たって何等の固定させる手段を講じなかったことにも因ると考えられる。

すなわち、小学校高学年の児童の中には精神的発達が未熟であるにもかかわらず、肉体的発達が著しく好奇心も旺盛なため、通常の大人ですら思いつかないような方法で遊んだり、学校で決められ又は自分たちで決めた規則や約束事であっても、しばしば破る者が出ることは十分に予測し得ることである。

とくに移動式雲梯は横の運動には不安定であるから、横の運動がなされる場合とか、雲梯の上に児童が上って遊ぶ場合には十分に安定性が維持される得るようにならざるを得ない方法で固定化した上で使用するような手段を取るべきであった。

ところが本件雲梯は、何等の固定手段がとられなかったため、被害児童らがその上に登って行った飛行機飛びによって生じた揺れによって雲梯の重心が傾き倒れるという事故が発生したのである。

このような手段をとらずに漫然と地上に設置しただけにとどまる本件の場合、雲梯の設置及び安全性の管理において十分でなく、それに瑕疵があったというべきである。

ケ プール

釜石市立中妻小学校幼女プール転落溺死事件（最高裁第1小法廷昭和56年7月16日判決）

請求認容

〔概要〕 小学校内のプールで3歳の幼女が溺死したが、道路とプールの間はフェンスとナマコタンで仕切られており、フェンスは木ないし金属製の枠組みに金網を張った扉で、上部に有刺鉄線が施してあった。

一審判決は、両親の市に対する損害賠償請求に対し本件プールに施設として通常備えるべき安全性に欠けるところはなかったとして請求を棄却した。2審判決は300万円余の損害賠償を認め、最高裁判決も2審判決を維持している。

〔判旨〕本件プールの右フェンスは、幼児でも容易に乗り越えることができるような構造であり、他方、児童公園で遊ぶ幼児にとって本件プールは一個の誘惑的存在であることは容易に看取し得るところであつて、当時3歳7か月の幼児であった亡黒沼幸江がこれ乗り越えて本件プール内に立ち入ったことがその設置管理者である上告人の予想を超えた行動であったとすることはできず、結局、本件プールには営造物として有すべき安全性に欠けるものがあつたとして上告人の国家賠償法第2条に基づく損害賠償責任を認めた原審の判断は正当として肯認することができる。

(フェンスの高さ1.66～1.87M)

(3) 中学校の事例

ア 箒

横浜市立都岡中学校籍ホッケー遊び受傷事件（東京高裁平成5年8月31日判決）

請求認容

〔概要〕中学校2年生男子生徒が、授業終了後の清掃時間中に同級生数人と籍でホッケー遊びをしていて、同級生の持っていた籍の先が飛んで左目に当たり、視力傷害を負った。判決では市に対する損害賠償請求を棄却した原判決を取り消し、清掃用具は国家賠償法第2条第1項にいう公の営造物に該当するが、通常有すべき安全性を欠いており設置管理上の瑕疵があるとして市に対する損害賠償請求を認めた。（過失相殺7割）

〔判旨〕国家賠償法第2条第1項にいう「公の営造物」とは国又は公共団体により直接に公の目的のために供用されている個々の有体物を意味する。本件篇は、横浜市の設置する中学校において清掃の時間に使用させるため備え付けたものであり、清掃の時間は保健指導として年間の教育方針に組み込まれていたものであるから、これが国家賠償法第2条第1項にいう「公の営造物」に該当することは明らかである。

本件箒は、本来の用法である清掃活動に用いられる限りにおいては、たとえ先端部分が半分欠け、また、柄と先端部分とを結ぶねじが緩んでいるなどしたとしても、生徒等に危害を生ずるおそれは乏しかったといえる。しかし、本件箒は、清掃に使用されるだけでなく、毎日の清掃の過程で生徒がふざけ合つてときには振り回されたり、乱暴に投げ出されたり、あるいは本件のように教師の目を盗んで清掃以外の遊びに使われ、振り回されるなどしてそこに相当の衝撃が加えられることがあることも充分予測できたというべきである。

このような観点に立って本件篇をみると、先端部分と柄の部分とを結ぶねじが相当程度緩んでいるなどして、外部からの衝撃により先端部分が柄から外れやすい状態になっており、衝撃の加え方によっては柄から外れた先端部分が飛び、周囲の人間や器物にぶつかつてそれに損傷を与える危険性が会つたものと推認されるから、本件籍は通常有すべき安全性を欠いていたといわざるを得ず、本件箒の設置又は管理には瑕疵があつたというべきである。

イ 地図掛棒

東久留米市立西中学校地図掛棒振り回し負傷事件（東京地裁昭和60年11月20日判決）

請求認容

〔概要〕中学校1年生の男子が、教室前の廊下で級友が振り回した学校備品の地図掛棒の先端金具で左眼を強打され、その結果被害者は左眼周囲皮下血腫、左上瞼全層切断創、左眼内出血、左虹彩根部離断、前房出血等の傷害を負った。

地図掛棒は、本来資料室に掛地図と一緒に立て掛けて保管し、授業の前に学習係の生徒が地図とともに教室に運び、授業終了後には再び資料室に戻すことになっていたにも拘らず、本件地図掛棒は一階中央昇降口非常階段付近に放置されていたものである。

〔判旨〕本件棒は、授業終了後指示どおりに保管場所である二階資料室に戻されなかつた

か、或いは一旦は同室に戻されたものの施錠されておらず常時入室が可能なところからその後無断で持ち出されたものであり、しかも本件事故の前々日から事故発生まで一階中央昇降口非常階段付近に放置されていたものと推認される。本件棒の形状に照らすと、本件棒は、中学生とはいえ未だ十分に思慮分別を備え付けているものとはいえない男子生徒にとっては興味を引くに十分なものであり、これを入手した場合には振り回し、或いは突く等の行動に出ることは十分予想される場所である。しかもこれを右のごとき遊戯具として使用した場合の危険性も相当高いものであることも十分予測される場所であるから、本件棒の保管・管理に際しては十分に配慮が要請される場所、加害生徒の本件棒入手に至る前記認定の経緯等に照らせば、本件棒（これが国家賠償法第2条第1項に定める「公の営造物」に該当することは当事者間に争いが無い）の管理につき「瑕疵」があったものと認めることができる。

ウ 窓

八幡浜市立八代中学校校舎2階窓からの生徒転落事件（松山地裁昭和60年1月25日判決）

請求認容

〔概要〕 市立中学2年生男子が級友のふざけによって校舎2階の腰壁の高さ61cmの窓の外に押し出されて転落し受傷した事件。

判決は、この窓の腰壁の高さは、生徒の転落防止の面から見て安全性を欠いていたものと認めた。（過失相殺2割）

〔判旨〕 中学校校舎の2階以上の廊下の外側に面する窓の腰壁の高さは、生徒が立ったままの姿勢から飛び上がることなく容易に腰掛け得る程度の高さであったり、また、他の生徒の悪ふざけ行為などにより生徒が窓際から外へ身を乗り出す状態となった場合でも容易に生徒の身体の重心より上の部分が外に出てしまい、生徒が身体のバランスを失って転落し易い程度の高さであってはならない。本件校舎の廊下外側の腰壁の高さは周辺3市の中学校の平均的高さと比較して20cmも低く、その安全上の配慮を欠いていたものといわざるを得ず、本件事故後に設置されたように横さんを取り付けるなどの物理的な転落防止用の設備を設置すべきであった。

エ 防火扉

杉並区市阿佐ヶ谷中学校鉄製防火扉衝突事件（東京地裁昭和40年9月9日判決）請求棄却

〔概要〕 中学校1年生Aが、放課後学校に残って作文のさし絵をかいたBをからかったため、BはAを追いかけた。ところが、Aは逃げる途中、鉄製防火扉を閉めたため、Bがそれに激突して、歯を折るなどの負傷をした。判決は、被告らは、原告のかような行為に着いてまでの監督義務はないし、また、防火扉の設置・管理の暇疚は認められないとした。

〔判旨〕 中学生にとっては、扉が壁に固定して開放されていなくとも、廊下の通行にさして危険はなく、本件のように扉に激突して負傷するという事故は、通常予測し得ないところといわなければならない。

オ 門扉

男児市立中学校門扉遊戯中幼児死亡事件（宇都宮地裁昭和56年5月28日判決）請求認容

〔概要〕 5歳の園児が、他の子供らと市立中学校の門扉で遊んでいるうちに門扉と門柱の間に挟まって死亡した。

判決は、本件門扉が幼児の何らかの遊びの対象となることは十分に予想し得たとして、その設置・管理の暇疚を肯定したが、両親の監護上の過失も認めた。

（過失相殺7割）

〔判旨〕 校門や付近の校庭は、本来の利用者である教職員・生徒以外に、幼児を含め周辺住民も事実上立ち入ることが予想され、校門に設置された本件門扉についても、学校に遊びに来た幼児らが、本来の用法ではないにせよ、これをなんらかの遊びの対象とすることは十分あり得ることであり、被告も予測し得たというべきである。本件門扉には、転倒防止装置にとどまらず、開放時若しくは閉鎖時に門扉を固定する装置が設けられていたのであるから、幼児らがこのよう

な遊び方ができないようにすべきであったし、そのような事故回避装置は比較的容易に採り得たはずである。にもかかわらず、そのような措置を何ら採っていなかったのであるから、本件門扉には管理に瑕疵がある。

カ テニスコート審判台

茂木町立中川中学校テニスコート審判台転倒死亡事件

(最高裁判所第三小法廷平成5年3月30日判決) 破棄自判

〔概要〕 5歳の幼稚園児が、中学校のテニスコートに設置してあった審判台で遊んでいて座席の後部から降りようとしたさい、審判台が後方に倒れ下敷きとなり後頭部を地面に強打して脳挫傷により死亡した。

判決は、被告は転倒による事故を未然に防止すべき措置を講ずるべきであったのに、これを怠ったとして設置・管理の暇庇を認めた(過失相殺7割) 原判決を破棄し自判して、第一審判決を取り消し、被害者の両親の請求を棄却した。

〔判旨〕 本件事故当時の一郎の行動は、本件審判台に前部階段から昇った後、その座席部分の背当てを構成している左右の鉄パイプを両手で握って審判台の後部から降りるという極めて異常なもので、本件審判台の本来の用法と異なることはもちろん、設置管理者の通常予測し得ないものであったといわなければならない。そして、このような使用をすれば、本来その安全性に欠けるところのない設備であっても、何らかの危険を生ずることは避け難いところである。幼児が異常な行動に出ることがないようにしつけるのは、保護者の側の義務であり、このような通常予測し得ない異常な行動の結果生じた事故につき、保護者から設置管理者に対して責任を問うというのは、もとより相当でない。まして、本件に現れた付随的事項からすれば、一郎は、保護者である被上告人太郎らに同伴されていたのであるから、同被上告人らは、テニスの競技中にも一郎の動静に留意して危険な行動に出ることがないように看守し、万一その危険が察知されたときはただちに制止するするのが当然であり、また容易にこれを制止し得たことも明らかである。

これを要するに、本件事故は、被上告人らの主張と異なり、本件審判台の安全性の欠如に起因するものではなく、かえって、前記に見るような一郎の異常な行動に原因があったものといわなければならない。このような場合にまで、上告人が被上告人らに対して国家賠償法第2条第1項の責任を負ういわれはないというべきである。

キ サッカーゴール

北九州市立早輔中学校サッカーゴール下敷受傷事件

(福岡地裁小倉支部昭和55年6月30日判決) 請求棄却

〔概要〕 中学3年生の男子生徒が、運動会の練習の休憩中友人3人とサッカーゴールポスト前部支柱間の鉄パイプ部分にぶら下がって遊んでいるうち、突然ゴールポストが倒れ、その下敷きになり傷害を負った。

判決は、営造物の予想を越えた異常な用法による使用中生じた事故にまで、市の責任はないと判断した。

〔判旨〕 本件ゴールポストは、サッカーのゴールとして使用されることがその本来の用法であって、右ゴールとして使用される限りにおいては別段安全性に欠けるところはなかったものであり、しかも4人もの生徒が同時に本件バーにぶら下がることは本件ゴールポストの本来の用法、本件バーの高さ、形状並びにその設置場所が危険性につき十分な判断力を備えた中学生の在学する中学校の校庭であること等から右ゴールポストの設置管理者としては通常予想し得るものではなく、また予想し得なかったとしてもやむを得なかったものと解される。